

記者提供資料
令和3年4月23日
危機管理課（担当：西垣）
電話 559-5057（直通） 内線 2320

新型コロナウイルス感染症への対応について（第102報）

新型コロナウイルス感染症への対応について、以下のとおりお知らせします。

- (1) 市長メッセージ **別紙1**のとおり
- (2) 緊急事態宣言を踏まえた学校における対応について **別紙2**のとおり
(学校教育部学校教育課)
- (3) 職員の分散出勤体制の期間延長について **別紙3**のとおり
(経営管理部行政管理室人事課)
- (4) 市や指定管理者の主催するイベントの対応について **別紙4**のとおり
(危機管理課)
- (5) 緊急事態宣言にかかる広報活動について **別紙5**のとおり
(危機管理課・消防本部)

市長メッセージ

緊急事態宣言発出！「感染しない・感染させない」ため徹底した行動を

兵庫県をはじめ大阪府、京都府、東京都に、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が4月25日(日)～5月11日(火)の期間で発出されました。

兵庫県では、まん延防止等重点措置区域を拡充し、対策の強化を図ってきましたが、変異株による感染拡大に歯止めがかからず、医療体制は危機的な状況にあります。今回、兵庫県に3回目の緊急事態宣言が発出されたことにより、徹底した感染症対策(緊急事態措置)が実施されます。

(主な要請内容)

- ・日中を含めた不要不急の外出自粛等
- ・路上や公園等における集団での飲酒の禁止
- ・イベントの開催制限(原則として無観客での開催等)
- ・酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店等の休業要請
- ・酒類またはカラオケ設備を提供しない飲食店等の時短営業要請(5時～20時)
- ・集会場、運動施設、大型商業施設(生活必需品売り場を除く)等の多数利用施設の休業要請
- ・「出勤者数の7割減」を目指した在宅勤務等の推進

事業者及び市民の皆様には、短期集中の徹底した取組みにより、何としてもこれ以上の感染を拡大させない、そして、一日も早い収束に向けてご協力をお願いします。

ワクチン接種について

新型コロナウイルスワクチン接種については、4月20日から高齢者施設入所者への施設接種を開始しています。また、5月17日からは65歳以上の高齢者を対象に開始します。

接種方法は次の通りです。

- ① 総合福祉保健センターに設置する特設会場での集団接種
- ② かかりつけ医である市内医療機関での個別接種
- ③ 地域に点在する公共施設等での巡回接種

4月20日から接種券を送付し、集団接種については、5月3日から電話及びインターネットでの予約を開始しますが、4月30日には75歳以上の方を対象に電話のみの先行受付を行いますので、ご理解・ご協力をお願いします。

「自分を守り、人を守り、そして三田を守る」という強い気持ちをもって、一人ひとり「感染しない・感染させない」責任ある行動をお願いします。

令和3年4月23日 三田市長 森 哲男

緊急事態宣言を踏まえた学校における対応について

緊急事態宣言が発令されている期間の学校における対応は以下のとおりとします。

記

教育活動について

感染のリスクが高いとされている活動は行わず、十分な感染防止対策を実施したうえで教育活動を行う。

(1) 学校行事

保護者が参加する学校行事（授業参観等）は行わない
外部関係者が参加する学校行事は行わない

(2) 校外学習

修学旅行及び宿泊を伴うものを含め、校外学習は行わない

(3) 部活動

- ・ 活動場所は学校及びその周辺とし、平日の活動は4日（1日あたり2時間以内）とする。
- ・ 原則、土日祝日は活動しない。
- ・ 大会（※を除く）、練習試合、合宿は行わない。
※中体連スケジュール記載大会、中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図る。

職員の分散勤務体制の期間延長について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症に対する兵庫県の対処方針を踏まえ、本市においても職場内や通勤途上における密集・密接の機会を少なくすることを目的として、市役所に出勤する職員の7割削減を目指し、在宅勤務や時差出勤などの制度を活用した分散勤務体制の期間を延長し取り組みます。

【期間】 5月31日（月）まで継続

2 実施内容

1) 業務の選択と集中

各部長は、下記により対象業務の範囲を精査し、業務の優先順位をつける。

緊急事態宣言の発令期間を含め、当面5月末までの分散勤務体制期間中は、出勤者を抑制しながら、市民サービスを維持する。

	業務内容	削減率
①最優先業務	新型コロナウイルス感染拡大防止業務	0%
	市民生活に大きく影響するもの（生命や安全に関わるもの、年度始めの業務等で緊急性の高いもの、法令で期日の定めがあるもの）のうち、在宅勤務や休日振替勤務では対応できない業務等）	
②優先業務	市民生活の維持に必要な業務で、在宅で対応が不可能なもの	70%
③一般業務	市民生活の維持に必要な業務だが、在宅で可能なもの	
④その他の業務	在宅業務では支障があり、延期や中止等の検討が必要なもの	

2) 場所と日時の分散の取組み

(1) 在宅勤務

- ① 各職場において、在宅勤務の活用を徹底する。
- ② 以下の職員は特に優先して、連続して在宅勤務する。（市民病院、消防除く）。
 - ①子育て中の職員、②家族の介護等をしている職員、③妊娠中の職員、④基礎疾患（糖尿病、呼吸器系疾患など）のある職員や透析を受けている職員、⑤公共交通機関を利用する職員
- ③ 国テレワーク及びテレワーク兵庫を積極的に活用すること。国・県ネットワーク登録者以外については、テレワーク共用パソコン又は机上の端末を持ち帰ることにより実施すること。
- ④ 会計年度任用職員も、可能な限り在宅勤務ができるよう工夫をする。
- ⑤ 情報端末を持ち帰らずに在宅勤務するなど柔軟に対応する。

(2) サテライトオフィス勤務

職場内の人数の分散を徹底するため、2号庁舎3階の2301会議室をサテライトオフィスとして引き続き活用する。自席のパソコンを持参し、執務すること。

○対象期間：分散勤務体制が終了するまでの間

午前9時～午後5時30分（15席/日）

○サテライトオフィスでの勤務は7割削減の対象者とします。

○本庁舎4階及び5階のコミュニケーションスペースを適宜有効活用し、職場の密集・密接の軽減を図ること。

(3) 時差出勤制度と振替休暇制度の活用

- ① 時差出勤制度を積極的に活用すること。当面は、令和2年4月9日付事務連絡で通知した運用とする。
- ② 平日の出勤者を分散するため、平日の勤務を土日に振り替え、1日当たりの職場人数の分散に努めること。

3 職員の健康管理

- ① 当該期間中、業務を縮小させることから、原則として、時間外勤務を行わず、定時で退庁し健康管理に努めること。20時には完全退庁すること。
- ② 職員の健康管理の観点から、年次休暇等有効的に活用すること。また、在宅勤務と半日休、時間休の組み合わせも有効に活用すること。

4 例外の措置を設ける職場

- ① 新型コロナウイルス感染症対策業務（対策本部メンバー、危機管理課、健康増進課等）
- ② 幹部職員（対策本部メンバー等）
- ③ 市民病院
- ④ 消防本部

5 その他

- ① 新型コロナウイルス感染症対策に従事する職員の負担を軽減するため、期間中においては、必要に応じて部を超えた応援体制を組み、対応していく。
- ② 出張等については、オンライン会議等を積極的に活用し、特に首都圏や大阪方面など、やむを得ない場合を除き延期又は中止すること。
- ③ 在宅勤務にかかる報告様式やシステム処理等については、従前のおりとする。
- ④ 当該期間中、昼食を自席でとることを可能とする。
- ⑤ 職員間の懇親会など大人数・長時間の飲食は控えること。

経営管理部行政管理室 人事課（担当：前川） 直通 559-5037（内線 2340）
--

市や指定管理者が主催するイベント等の対応方針について

市や指定管理者が主催するイベント等の対応方針については、令和3年4月5日付事務連絡にてお知らせしていましたが、兵庫県の緊急事態措置の発令、兵庫県対応方針の改定を踏まえて、以下のとおりとしますので通知します。

1. 基本的な考え方

市や指定管理者が主催するイベント等の実施にあたっては、緊急事態措置、県の対応方針を踏まえ、原則延期または中止とする。

2. 本対応方針の対象範囲と実施期間

(1) 対象範囲 市主催（共催を含む）及び指定管理者が実施するセミナー、講演会、講座・教室

※¹ 文化・スポーツイベント※² 等

※¹ 講座・教室(音楽、スポーツ、子供向けの催し等)

※² 文化・スポーツイベント(スポーツ交流大会、総合体育大会、文化イベント等)

(2) 期間

令和3年4月25日～令和3年5月11日

※緊急事態措置期間、県の対応方針の変更、また感染症拡大の状況によっては見直しを行う。

危機管理課(担当：西垣)
電話 559-5057 内線 2320

緊急事態宣言に係る広報活動について

4月25日から兵庫県を含む1都2府1県に緊急事態宣言が発出されました。三田市においても新型コロナウイルス感染症の拡大防止を市民に呼び掛けるため、三田警察署・消防団のご協力をいただき、以下の広報活動を実施します。

1. 警らパトロール中の警察車両による広報

内 容：不要不急の外出自粛の呼び掛け

日 時：4月25日から5月11日まで 毎日17:00頃

場 所：三田駅、フラワータウン駅、南ウッディタウン駅
ウッディタウン中央駅 各駅周辺

〈広報文〉

「こちらは三田警察署です。

現在、兵庫県に緊急事態宣言が発令されています。

市民の皆様におかれましては、不要不急の外出自粛にご協力をお願いします。」

2. 三田市消防団・消防本部車両による広報

内 容：不要不急の外出自粛の呼び掛け

日 時：消防団：緊急事態宣言中の土曜日、日曜日

消防本部：4月26日から5月11日まで 毎日

場 所：消防団：各分団管轄地域

消防本部：市内一円

〈広報文〉

「こちらは三田市消防団です。

ただいま兵庫県を対象として緊急事態宣言が発令されています。

不要不急の外出をお控えいただくことで「自分を守り 人を守り そして三田を守る」ことにつながります。皆様のご理解とご協力をお願いします。」

危機管理課（担当：西垣）
電話 559-5057 内線 2320
消防本部総務課（担当：牟田）
電話 564-7302